

下水道事業の事後評価実施要領細目

第1 目的

「下水道事業の事後評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、下水道事業の事業完了後の評価を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業において、事業完了後の事業の効果、環境影響等の確認を行い必要に応じて改善措置を検討すること、また事後評価の結果を事業評価手法の見直し等に反映することを目的とする。

第2 適用範囲

下水道事業の事後評価の実施に当たっては、各事業主体（独立行政法人を含む。）において実施の可否の判断をして、実施することを期待するものである。

本細目は、標準的な下水道事業を対象として事後評価を実施する場合を想定し、事後評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適当ではない場合については、事後評価の実施主体において別途適切な方法を講じることとする。

第3 事後評価の対象とする事業の範囲

1. 対象事業の範囲

- ・公共下水道事業
- ・特定公共下水道事業
- ・特定環境保全公共下水道事業
- ・流域下水道事業
- ・都市下水路事業

2. 事後評価の実施主体

事後評価の実施主体は、事業の実施主体とする。

- ・公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、都市下水路事業については、原則として市町村又は一部事務組合とする。都道府県代行制度により事業を実施している場合においては、都道府県の協力を得た上で市町村とする。
- ・流域下水道事業については、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の事業主体である市町村及び一部事務組合の協力を得た上で都道府県とする。
- ・独立行政法人が事業を直接施行している場合においては、下水道管理者である地方公共団体と十分な調整を図った上で独立行政法人とする。

第4 事後評価を実施する事業

1. 事業単位の取り方

- ・事業箇所毎に事業主体が策定する全体計画を対象として事後評価を実施する。また、全体計画に含まれる地方公共団体の単独事業については、これを含めたうえで一体的に評価を行う。なお、独立行政法人が直接施行している事業については、当該事業箇所毎に評価を実施する。
- ・公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道（いずれも流域関連を含む）は、原則として処理区（分流式の雨水については排水区）を単位にして評価を実施する。但し、小規模な事業については、市町村単位で一括して評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・流域下水道事業は、原則として処理区（分流式の雨水については排水区）を単位にして評価を実施する。なお、流域下水道事業については、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体的に評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・都市下水路事業は、原則として事業箇所を単位とする。但し、近接して1市町村内に複数の都市下水路事業がある場合においては、流域単位とすることができる。

2. 対象とする事業

事業完了後5年以内の事業のうち事後評価を一度も実施していない事業、または事業の実施主体の長が事後評価が必要であると判断した事業を対象として事後評価を実施するものとする。

3. 事業完了の定義

下水道事業における事後評価の実施に関する「事業完了」とは、「原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点」とする。

第5 事後評価の実施及び結果等の公表

1. 事後評価の実施手続き

事後評価の実施主体は、事業主体である地方公共団体及び独立行政法人であり、そのうち下水道事業の所管部局が中心となって事後評価を実施する。

事後評価に係る資料を作成し、事業の改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性について検討し、それぞれの対応方針を決定する。

また、事業評価監視委員会に諮り、その意見を尊重するものとする。

(1) 事後評価に係る資料

事後評価に係る資料は、以下の通りとし、詳細については「下水道事業の事後評価に当たっての評価手法」に定める。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

- ①事業概要
- ②図面

③事後評価に関する指標

(2) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下の通りとする。

①事後評価に係る資料

②事業の改善措置及び今後の事後評価の実施の必要性に関する対応方針

(3) 事後評価の実施時期

事後評価の実施主体は、当該年度に事後評価を実施した事業について、毎年11月末日までに事後評価に係る資料を作成し、対応方針を決定した上で、所管部局に提出することとする。また、事後評価の実施主体は、事後評価結果について公表する。また過去の事後評価結果により事業の改善措置を実施することとなっており、改善措置を実施した場合についても公表するものとする。

(4) 事後評価結果等の提出先

事後評価結果及び事業評価監視委員会における意見等の提出先は、必要に応じて当該補助事業を所管する地方支部局等を経由して、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課とする。

2. 評価結果の公表

(1) 公表内容

国土交通省都市・地域整備局下水道部は、事後評価の実施主体から資料の提出を受け、事業評価監視委員会における同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等の指摘がある場合、またそれらの見直し等を検討した場合は、適宜その内容について公表する。

(2) 公表方法

公表は、記者発表、国土交通省都市・地域整備局下水道部における閲覧等によるものとする。

第6 施行期日

- 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成16年2月23日に施行された下水道事業の事後評価実施要領細目は廃止する。